

平成四年労働省令第二十六号

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則

労働時間等の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）第七條第二号から第四号までの規定に基づき、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法施行規則を次のように定める。

（過半数代表者の選任等）

第一条 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号。以下「法」という。）第七條第一号並びに第七條の二各号列記以外の部分及び第一号に規定する労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一條第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二 法第七條第一号若しくは第七條の二第一号に規定する推薦又は同条各号列記以外の部分に規定する協定（第三項において「推薦等」という。）をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

2 使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者にならうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにするものとする。

3 使用者は、過半数代表者が推薦等に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

（労働時間等設定改善委員会の議事録の作成及び保存）

第二条 法第七條第二号の規定による議事録の作成及び保存については、事業主は、同条に規定する労働時間等設定改善委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日（当該委員会の決議が行われた会議の議事録にあつては、当該決議に係る書面の完結の日（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五十六條第一項第五号に定める完結の日をいう。）（当該決議に係る賃金の支払期日が当該完結の日より遅い場合には、当該支払期日））から起算して五年間保存しなければならない。

（法第七條第三号の厚生労働省令で定める要件等）

第三条 法第七條第三号の厚生労働省令で定める要件は、同条に規定する労働時間等設定改善委員会の委員の任期及び当該委員会の招集、定足数、議事その他当該委員会の運営について必要な事項に関する規程が定められていることとする。

2 事業主は、前項の規程の作成又は変更については、当該労働時間等設定改善委員会の同意を得なければならない。

3 使用者は、法第七條に規定する労働時間等設定改善委員会の委員が同条の決議等に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

（準用規定）

第四条 第二条及び前条の規定は、法第七條の二に規定する労働時間等設定改善企業委員会について準用する。

附 則

第一条 この省令は、法の施行の日（平成四年九月一日）から施行する。

（労働時間短縮支援センターの支給する給付金に関する暫定措置）

第二条 法第十七條第一項第一号の労働省令で定める給付金は、第六條に規定するもののほか、平成十一年三月三十一日までの間、労災則附則第四十九條に規定する中小企業労働時間短縮制度改善助成金及び労災則附則第五十條に規定する事業主団体等労働時間短縮自主点検事業助成金とする。

（労働時間短縮支援センターの支給する給付金の支給要件及び支給額に関する暫定措置）

第三条 中小企業労働時間短縮制度改善助成金及び事業主団体等労働時間短縮自主点検事業助成金に係る法第十七條第二項の給付金の支給要件は、中小企業労働時間短縮制度改善助成金にあつては労災則

附則第四十九條に規定するところにより、事業主団体等労働時間短縮自主点検事業助成金にあつては労災則附則第五十條に規定するところによる。

2 中小企業労働時間短縮制度改善助成金及び事業主団体等労働時間短縮自主点検事業助成金に係る法第十七條第二項の給付金の支給額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 中小企業労働時間短縮制度改善助成金 次の表の上欄に掲げる事業の事業主の区分及び常時雇用する労働者の数に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる額

事業の事業主の区分及び常時雇用する労働者の数	支給額	
	三十人以下	二十万円
労働時間短縮支援センターの支給する事業主	三十一人以上百人以下	四十万円
労働時間短縮支援センターの支給する事業主	（二）に規定する措置を実施した	二十万円
労働時間短縮支援センターの支給する事業主	（三）及び第二号に規定する助言又は技術的援助を受けた事業主	二十万円

二 事業主団体等労働時間短縮自主点検事業助成金 労働時間短縮自主点検事業助成金に規定する措置の実施に要した経費の額（その額が一千万円を超えるときは、一千万円）

第四条 第二条（第四條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第二條中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。

附 則（平成五年七月一日労働省令第二十五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年六月二十四日労働省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月三〇日労働省令第一七号）抄

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年五月一日労働省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の前日に労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第十四條第二項に規定する労働時間短縮支援センターに対して労働者災害補償保険法施行規則第二十五條第二号に規定する労働時間の短縮に関する計画を提出した事業主に対する同条の中小企業労働時間短縮促進特別奨励金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月三一日労働省令第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月二八日労働省令第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月八日労働省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十一年一月十一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成二十一年三月三十一日労働省令第二八号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年一〇月三十一日労働省令第四一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二十三年四月四日厚生労働省令第一一八号）抄
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年一〇月二二日厚生労働省令第一六三号）
この省令は、労働基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年三月七日厚生労働省令第二五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成二十八年一月二七日厚生労働省令第九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年九月七日厚生労働省令第一一二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日厚生労働省令第七六号）
この省令は、労働基準法の一部を改正する法律（令和二年法律第十三号）の施行の日から施行する。

附 則（令和五年三月三〇日厚生労働省令第三九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。